



兵庫労働局発表  
令和2年9月18日

[ 照会先 ]

兵庫労働局労働基準部安全課  
課長 谷本 俊江  
課長補佐 畑中 義春  
TEL (078) 367-9152  
FAX (078) 367-9166

登録教習機関の業務停止の行政処分について

兵庫労働局（局長 あらかしゅういち 荒木 祥一）は、令和2年9月17日、労働安全衛生法に基づく登録教習機関である但馬安全衛生協会（会長 高田嘉隆）に対して、下記のとおり、業務停止の行政処分を行った。

記

1 行政処分対象者

名 称	但馬安全衛生協会（会長 高田嘉隆）
住 所	豊岡市竹野町須谷966
事務所所在地	豊岡市昭和町4-22三協ビル3階
登録番号	兵労基安登録第306号
登録区分	玉掛け技能講習

2 処分内容

令和2年9月18日から令和3年3月17日までの間、労働安全衛生法に基づき登録を受けた玉掛け技能講習の業務を停止すること。

3 処分を行った日

令和2年9月17日

4 処分の原因となった事実

処分対象者が令和元年9月14日に実施した、玉掛け技能講習の実技講習3時間について、玉掛け技能講習規程第2条第3項に定める1単位の受講者数(10人)を超える人数(15人)で実施したこと。

なお、当該対象者は、過去にも玉掛け技能講習において同様の違反行為を行ったもの。

5 根拠となる法令条項

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項に準用する同法第53条第1項第2号

## 関 連 条 文 (要約)

### 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)

「登録教習機関」とは、

玉掛け技能講習やフォークリフト運転技能講習などの就業制限業務に就く者や作業主任者にとって必要な資格取得のための技能講習(学科及び実技)、免許取得のための実技教習を行うことを目的として、都道府県労働局長の登録を受けた教習機関の総称。

労働安全衛生法第14条(作業主任者)、第61条(就業制限)又は第75条(免許試験)の規定に基づいて技能講習等を行う場合は、同法第77条の規定により技能講習の区分ごとに都道府県労働局長の登録を受けなければならないことになっている。

### (登録教習機関)

#### 第77条第3項

第53条第1項の規定は、登録を受けて技能講習又は教習を行う者について準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
第53条第1項	厚生労働大臣	都道府県労働局長
	製造時等検査	第14条若しくは第61条第1項の技能講習若しくは第75条第3項の教習
第53条第1項第2号	第47条から第49条まで、 第50条第1項若しくは第4項	第47条の2から第49条まで、 第50条第1項若しくは第4項、 第77条第6項若しくは第7項

### (登録の取消し等)

#### 第53条第1項

厚生労働大臣は、登録製造時等検査機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて製造時等検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

#### 第53条第1項第2号(読替規程による)

第77条第6項若しくは第7項の規定に違反したとき。

**(登録教習機関)**

第77条第7項

登録教習機関は、公正に、かつ、第75条第5項又は前条第3項の規定に従って技能講習又は教習を行わなければならない。

**(技能講習)**

第76条第3項

技能講習の受講資格及び受講手続きその他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

**クレーン等安全規則**

**(技能講習の細目)**

第247条

安衛則第80条から第82条の2まで及びこの章に定めるもののほか、床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習及び玉掛け技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

**玉掛け技能講習規程(昭和47年9月30日労働省告示第119号)**

第2条第1項 略

第2条第2項 **(実技講習科目の範囲及び時間)**

技能講習のうち実技講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表下欄に掲げる講習時間により行うものとする。

(上欄)	(中欄)	(下欄)
講習科目	範囲	講習時間
クレーン等の玉掛け	質量目測、玉掛け用具の選定及び使用 定められた方法による0.5トン以上の質量を有する荷についての玉掛けの基本作業及び応用作業	6時間
クレーン等の運転のための合図	手、小旗等を用いて行う合図	1時間

第2条第3項

第1項の学科講習は、おおむね100人以内の受講者を、前項の実技講習は、10人以内の受講者を、それぞれ1単位として行うものとする。